

福祉課

☎89-3335

▼後期高齢者医療制度 平成22年4月から保険料が変わります

1. 平成22年4月からの変更内容について

所得割率について
 6.42%
 ↓ 0.61%アップ
 7.03%

均等割額について
 36,372円
 ↓ 2,599円アップ
 38,971円

【変更となった理由】

平成22・23年度の2年間の医療給付費を推計すると、一人当たりの医療費が増加することが予測されたため保険料率を増加します。

なお、神石高原町は、県内の平均医療費と比較して大きな差（乖離）があったため、特例により県内の他市町より、約6・75%低い保険料均等割額及び所得割率となっています。

2. 所得の低い世帯の被保険者に対する保険料軽減について

所得の低い世帯の被保険者や、健保組合等（国保および国保組合は除く。）の被扶養者であった被保険者には、平成22年度においても、これまでと同じく9割軽減措置があります。

(1) 所得割額の軽減について
 所得割額軽減分の所得割額
 〓
 (総所得金額等ー基礎控除(33万円))×
 0.0703×0.5
 ー線の金額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。
 (2) 均等割額の軽減について

世帯内の被保険者と世帯主の平成21年所得の合計額	軽減後の均等割額	
	変更前	変更後
33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合 9割軽減 3,637円/年	9割軽減 3,897円/年
	上記以外の方 8.5割軽減 5,455円/年	8.5割軽減 5,845円/年
33万円+24万5千円×被保険者数(世帯主である被保険者を除く)以下の場合	5割軽減 18,186円/年	5割軽減 19,485円/年
33万円+35万円×被保険者数以下の場合	2割軽減 29,097円/年	2割軽減 31,176円/年

※所得等の申告がない場合は上記軽減は適用されません。

3. 保険料に関する通知書について

◎平成21年所得をもとに計算した保険料額決定通知書は、7月中旬にお届けします。
 ◎保険料の支払方法は、原則、年金天引き(特別徴収)となりますが、7月から9月は納付書等(普通徴収)によりお支払いいただく場合があります。

◎保険料に関する通知書が届いた場合には、計算・支払方法等のご確認をお願いします。

●お問い合わせ先

福祉係 保険係
 ・広島県後期高齢者医療広域連合
 業務課賦課収納係
 ☎(082) 502・3060(直通)

▼5月は児童福祉月間です

「地球はね 笑顔が つまった 星なんだ」

○期間 5月1日～5月31日

子どもや家庭、子どもも健やかな成長について社会全体で考えることを目的に、様々な事業や行事を全国的に行います。



福祉課

☎89-3335

▼失業された方へ 離職理由の確認にご協力ください

雇用情勢の悪化が深刻さを増すなか、国では、リストラなどで職を失った方が、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるように、国民健康保険税等の負担軽減策を検討しており、平成22年4月から実施されます。

町では、この負担軽減策の適用もれを防止するため、現在国保に加入している方、または今後国保に加入する方のうち、対象となる平成21年3月31日以降に会社の倒産やリストラ、雇い止めなど非自発的な理由で失業された方の確認を行っています。次の要件に該当する方については、「雇用保険受給資格者証」により離職理由を確認させていただきます。ご協力をお願いします。



○対象となる方(要件)

- ① 現在国保に加入している方、または今後加入する方で、次の①～③すべてを満たす方
- ② 平成21年3月31日以降に会社の倒産やリストラなど非自発的な理由で失業された方
- ③ 失業時点で満65歳未満の方

③「雇用保険受給資格者証」の「離職年月日理由」欄の理由コードが次に該当する方
 「11、12、21、22、31、32」(特定受給資格者)
 「23、33、34」(特定理由離職者)

▼オストメイトのための講習会

オストメイト(人工肛門や人工膀胱をしている人)のストーマケアや排泄の処理など、日常生活に必要な事について医師や看護師の講演並びに医療相談を行います。また、ストーマ用装具の展示もあります。

○とき 5月23日(日曜日)
 ○ところ 福山市市民参画センター
 福山市本町1番35号
 (J.R福山駅北側約200m)

○講師 福山市市民病院 医師・看護師
 ○受講料 無料
 ●お問い合わせ先 (社)日本オストミー協会
 ☎(0847) 43・6297

住民課

☎89-3334

▼固定資産税の減免コンシェルジュ

集会所等の土地や家屋など、公益のために直接使用している土地及び家屋(有料で使用しているものを除く)にかかる固定資産税は申請により減免となります。

該当する固定資産をお持ちの方は、5月21日(金)までに役場

住民課税務係または、各支所町民課
 町民係へ申請してください。

